

老健 ひょうご

(一社)兵庫県介護老人保健施設協会機関誌



2015.March

第33号

「介護報酬改定」に思う

(社)兵庫県介護老人保健施設協会 理事
ライフ明海 理事

山 端 凱 文



二月六日、厚生労働省は、二〇一五年度介護報酬の単価を決定した。平均単価を二・二七%も引き下げる中、在宅に比べると、施設サービスの下げ幅が大きいのが今回の改定の特徴と言える。

周知のように、介護報酬は、サービス別の「基本報酬」に、要介護者等への対応や手厚い人員などを反映した「加算」が上乘せされる仕組みですが、老健施設の場合、現行に比べて、在宅強化型でも基本報酬は一五単位減、支援加算型・従来型共に二七単位もの減です。加算については、施設にとって負担の多い「夜勤職員配置加算は据置きで、特に確保が困難な介護福祉士を一定以上配置する」「サービス提供体制強化加算」が、わずか六単位の増です。一部の報道では、職員を増やすなど、質の高い介護サービスを提供すれば、報酬の水準を維持できるとあ

りますが、今でも基準より多くの職員を配して運営している多くの老健施設にとっては、事業者努力だけでは解決できない経営悪化に陥る恐れがあることも事実です。

「処遇改善加算」についても、報道では、人手不足の解消に向け、職員給与が一人当たり平均一万二千円上がるよう加算を拡充して人材確保を促すと言われていますが、ご存じのように加算は介護職員だけが対象です。そして、一時凌ぎで永久的ではなく、安定的な人材確保についても不透明であり、今回の大幅なマイナス改定と、処遇改善加算の増額は、事業者にとっては、事実的な売り上げが下がるため、職員の基本給にも連動して引き下げられる恐れがあり、加算で上乘せされても賃金全体が改善されるとは限らない。

また、老健施設には、介護職員はもとより医師をはじめ多くの資格職について、人員基準が定められており、ひとり介護職員のみ月額給を引き上げて解決する問題ではありません。

介護報酬全体を引き上げて、まずは賃金を上げるべきだと強く思いました。

(介護報酬単価は、多床型介護三を参考)

「感謝をこめて」

(社)兵庫県介護老人保健施設協会 理事
ハーベスピア 理事長

有 本 雅 子



この度、誉ある「介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰」受賞の栄に浴し、平素より御芳情を賜りました関係の皆様方に、この場をお借り致しまして、厚く御礼を申し上げます。また、今日まで共に歩んで参りました職員一人一人の忠節と功勞に対し、改めまして深く感謝致します。

振り返りますれば、平成四年六月に神戸市の単独型老健として開設以来、早二十三年の歳月を重ねて参りました。当時は、運営上の参考資料も乏しく、「多職種連携により在宅復帰を支援する中間施設」との理念は理解出来ても、それを具現化するべき方策や取り組み等、手探り且つ試行錯誤の日々でした。報酬も医療保険で賄われ、入所要件や各種基準が各施設の裁量に委ねられる等、厳格な現代介護保険制度では考えられない、ある意味古き良き時代でありました。

移って今日、老健に求められる機能も多岐多様に及び、対象者の医療的ニーズ増大や介護重度化、また地域包括ケアに於ける中核施設としての役割等、老健運営も時代に即した柔軟性が求められております。更には介護人材難への取り組みについても、超高齢化時代に向けた将来の課題として、今以上の施策が必要かと思えます。今後も、「地域に開かれた施設」として歩む一方、微力ながらこれら課題解決に向けて、与えられた職務の遂行に励む所存です。

最後に、全国老健大会での受賞式を顧みれば、式典の感動と共に、会場となった岩手県への念が頭を過ります。車窓から垣間見た盛岡の街に震災の爪痕は見当ら無いものの、海岸地域の復興は依然難渋していると聞き及びます。ご縁あって震災の数ヵ月後に訪れた被災地の惨状は、今も脳裏に刻まれています。期せずして、今回の授賞式が東北であったことも再度のご縁かと存じます。被災地の早期の生活再建を切に願いますと共に、自らも東北魂の粘りを頂戴し、また今回の受賞を励みとして、「利用者・家族に愛される施設」の実現へ運営に努めて参ります。